

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連結 事業 年度	： ：	法人名	()
----------------	--------	-----	-----

別表六の二(九)付表
令三・四・以後終了連結事業年度分

各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)	1	<p>【No.35】 1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚卸資産 ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。） ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。） <p>また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。</p> <p>【No.35】 試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。</p>	
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	3		
各連結法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4		
当期税額控除額 (別表六の二(九)「14」)	5		$\frac{(8) \text{ 及び } (9) \text{ の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額}}{(5) - (6) - (7)} \times \frac{(1) - (15) - (16)}{(2) - (3) - (4)}$
		特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (8) + (9) + (10)	11
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細			
措法第68条の9第7項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額
12		13	14
第1号・第2号・第3号			円
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
計			
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額			15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額			16

【No.35】 1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・棚卸資産
- ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.35】 試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。